

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約) 5月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	OCRシステム関係機器 長期借入(再リース)	賃貸借	株式会社JECC	¥1,712,040	令和7年5月28日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G7	-

随意契約理由書

1 案件名称

OCRシステム関係機器 長期借入（再リース）

2 契約の相手方

株式会社 JECC

3 随意契約理由

本案件は、水道メータ情報や直営施工による修繕関係情報等を入力し、営業所オンラインシステムに伝送することによって、営業所オンラインシステムにおけるお客さま情報や統計情報の作成を支援するOCRシステムを再リースするものです。

現契約は令和7年6月末で終了するため、令和7年7月より現行の仕様にて契約を行う予定でしたが、令和8年1月よりOCRシステムと接続している営業所オンラインシステムのクラウド化により、現行のOCR基本ソフトでは接続できないこと及び現行基本ソフトの改修も不可であることがわかりました。

その為、営業所オンラインシステムクラウド化に対応した借入契約を結ぶまでの令和7年7月から同年12月までの間、再リースにより契約を延長します。

なお、現在使用している本借入機器は、動作上の不具合もなく、現行契約の借入期間後も継続して使用可能であることを確認しています。また、業者にヒアリングしたところ6か月の新規リース契約より再リース契約が経済的であることから当該契約を行うに相当な妥当性及び合理性があると判断しました。

よって上記業者と契約を締結いたします。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部給水課（電話番号06—6616—5480）